

協会通知

平成30年度「安全装置等」助成金受付開始

- ・後方視野確認装置（バックカメラ&モニター）
- ・側方視野確認装置
- ・呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- ・IT機器を活用した携帯型アルコール検知器

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 平成30年7月2日～平成30年8月31日

予算オーバーの時は、予定台数に比率（総申請数分の各社申請数）を掛けて助成数を決定します。
（1台未満切捨て、但し最低数は1台。）

但し、1事業者1台で予算オーバーする場合は、平成28年度9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

(2) 2次受付期間 平成30年9月3日～平成30年12月28日

1次受付で各予算毎に余裕がある場合のみ受付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 平成30年4月1日から平成31年2月28日の間に、新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置

(1) 次の装置で（公益）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

① 後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）で、

ア 後退時の後方視野が確保できること

イ 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること

注意 装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと

② 側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）

③ 呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）

④ IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該危機による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り助成する

(2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額

① 後方視野確保支援装置（吊下げ型・ミラー型）

装置1台当たり導入費用の2分の1で限度額は60,000円（含む全ト協助成金）。ただし、千円未満は切捨てとする。

内訳は、鳥ト協が40,000円、全ト協が20,000円を限度とし各予算枠の関係で片方のみの助成となる場合もある。

- ② 側方視野確認支援装置（全ト協助成金のみ）
車両1台につき対象装置ごとに、全ト協で20,000円を助成。
- ③ 呼気吹込み式アルコールインターロック（全ト協助成金のみ）
車両1台につき対象装置ごとに、全ト協で20,000円を助成。
- ④ IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（全ト協助成金のみ）
検知器1台当り、全ト協で20,000円を助成。

(2) 予算枠 鳥ト協400万円（後方視野確保支援装置）
全ト協 80万円（①・②・③・④装置で）

(3) 助成条件

国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

①後方視野確保支援装置（バックカメラ）……6台

6. 申請時提出書類

- ① 安全装置等導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 導入する装置メーカー名・装置名称・型式・数量
金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定日

安全装置等導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 平成31年2月28日（水）

- 提出書類
- ① 安全装置等導入助成事業実績報告書（様式3）
 - ② 安全装置等装着証明書（様式4）
 - ③ 誓約書（様式5）
 - ④ 請求書（写）…装置の数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの
 - ⑤ 領収を確認できるもの（領収書等（写））
請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものがが必要です）
 - ⑥ リース契約書等・割賦販売契約書（写）
装置メーカー名・装置名称・型式・数量の記載があるもの
 - ⑦ 装着車両の自動車検査証（写）

9. 申請をされる方は、安全装置等導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL0857-22-2694